

データ伝送サービス利用規定

1. データ伝送サービスとは

データ伝送サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、但馬信用金庫（以下「当金庫」といいます。）に対し申込手続きを完了したお客様と当金庫が、総合振込・給与振込・賞与振込・預金口座振替取引に関するデータ（以下「伝送データ」といいます。）を、インターネットバンキング等の通信回線を通じて授受するサービスをいいます。

2. 利用申込

- （1）本サービスの利用を申込されるお客様は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「総合振込・給与振込・口座振替申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。
- （2）当金庫が「申込書」に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱った場合は、「申込書」に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

3. 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様を、本サービスの利用資格者とします。なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、各種パスワードの不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

4. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限り、
なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

5. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。
ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

6. 手数料

- （1）本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます。）および消費税をいただく場合があります。
当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、ご利用の口座から、取引の都度もしくは当金庫所定の日に自動的に引落とします。
- （2）当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
- （3）お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。
なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、前1号と同様の方法により引き落とします。

7. 取扱方法

- (1) 本サービスのデータ伝送手順は全国銀行協会連合会で定める全銀協標準通信プロトコルによるものとします。
- (2) 当金庫は伝送されたデータに誤りや瑕疵があり、その処理が困難であると判断した場合は、当該データの受付をしません。
- (3) 当金庫は伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として変更または取消を行いません。
- (4) データ伝送に使用する制御電文のコードは、センター確認コード及び全銀パスワード・ファイルアクセスキー（以下「確認コード」といいます）とします。
お客様から送信された確認コードが届出の確認コードと一致したときは、送信者をお客様とみなしデータの授受を行います。
当金庫が上記により処理した場合は、確認コードの盗用、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 通信混雑等による回線不通および機器障害並びに天災地変その他やむを得ない事由により所定の日時までには伝送することができない場合には、お客様と当金庫互いに協議のうえ対策を講じることとします。

8. 免責事項

次のいずれかの事由により本サービスの取り扱いに遅延、不達等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等をやむを得ない事由があったとき。
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

9. 解約等

- (1) 本サービスの契約（以下「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約がすることができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は、申込書によるものとします。
- (2) ご利用口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (3) お客様が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。
 - ① 当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払が遅延した場合。
 - ② 当金庫との取引約定に違反した場合、その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - ③ 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となった場合。
 - ④ 支払の停止または破産、特別清算、会社整理、会社更生もしくは民事再生等の手続き開始の申し立てがあったとき。
 - ⑤ 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。
 - ⑥ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑦ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑧自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 取引に関して、詐欺的手法を用いる行為
 - E. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - F. その他前各号に準ずる行為
- ⑨本契約が金融犯罪や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
- ⑩お客様の取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、前各号に掲げる場合に準じて、本契約を継続することに支障となる事由があると当金庫が判断した場合。

10. 通知等の連絡先

当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

11. 規定等の準用

本契約に定めのない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合振込規定、給与振込規定、預金口座振替規定、総合口座取引規定、各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等により取扱います。

12. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとし

ても、当金庫は一切責任を負いません。

13. サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以上
(2025年 9月16日 現在)